

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

良好な景観を有するランドマーク的な建造物や樹木を景観重要建造物又は景観重要樹木として景観行政団体が指定することにより、その景観を維持していくことができます。

指定にあたっては、当該建造物や樹木の所有者との同意を得て行うものであり、指定された場合には、改築や伐採などの現状変更に対する制限が課せられ、適正に管理していく義務が生じます。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針は以下のとおりです。

1. 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物の指定にあたっては、市民に親しまれている建造物で、道路や公共の場から容易に眺めることができ、次のいずれかに合致するものについて行うものとします。

- 地域の自然、歴史、文化等を表現しているもの
- 歴史・文化的価値やデザイン性に優れた希少なもの
- 周辺への良好な景観形成に寄与する波及効果のあるもの

2. 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木の指定にあたっては、市民に親しまれている樹木で、道路や公共の場から容易に眺めることができ、次のいずれかに合致するものについて行うものとします。

- 地域のシンボリックな存在であるもの
- 歴史・文化的価値が認められる希少なもの
- 地域の景観形成を進めるために有効な位置にあるもの



〈周辺景観やデザインに配慮した建造物、シンボリックな樹木のイメージ〉

注. 文化財保護法による国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物であるものは景観重要建造物及び景観重要樹木の指定対象から除外されています。